

松下幸之助記念志財団 研究助成  
研究報告

(MS Word)

## 【氏名】

坂井晃介

## 【所属】(助成決定時)

東京大学大学院

## 【研究題目】

近代ドイツにおける統治と学術の連関についての歴史社会学的研究

## 【研究の目的】(400字程度)

19世紀以降のドイツでは、人々が集団を作り社会活動を行う上で、それまでとは異なる新しい集団原理、すなわち自発的・自由・非拘束的で、特定の目的を追求するアソツィアツィオン(Assoziation: 結社・協会)が発達していったことで知られる。それにより同時代の知識人たちは、①いかに団体の構成要素や特性を理解し分類するかという団体の認識問題と、②こうした団体をいかに統治機構と齟齬を起こさないよう制度的に再統合するかという統合問題に取り組むこととなった。

本研究の目的は、こうした新しい社会構成原理としての結社・協会をめぐる①認識問題と②統合問題が、いかに19世紀以降の統治機構と学術機構によって扱われてきたのかを、1次史料や関連2次文献を分析することを通じて、歴史社会学的に明らかにすることである。それにより、人々が中間集団に付与する規範的価値やその位置付けがいかなるものなのか、中間集団の学術的な認識は政策形成にとっていかなる意義を持ってきたのかを、現代的な関心を踏まえて考察する。

## 【研究の内容・方法】(800字程度)

本研究では、統治実践(政策担当者による実践)と学術実践(学者による実践)を理論的に区別した上で、両者が制度上異なる公準の元で議論を展開していることを仮定した。そして両者の中間集団に関する主張(①②)がいかに異なるのか、そしていかに両者は相互作用しているのかを分析するという歴史社会学的な研究方針をとった。特に、19世紀後半ドイツに成立していった社会政策に焦点を当て、いかに統治と学術の中間集団の認識と処遇によってこうした政策が実現したのかを考察した。

史資料の分析により明らかとなったのは次の点である。

第一に、学術実践としての中間集団の認識と処遇は、国法学や国民経済学、歴史学において盛んに論じられた。例えばロベルト・フォン・モールやローレンツ・フォン・シュタイン、オットー・フォン・ギールケらは、この時期に次第に生じていった新しい共同性を様々な中間集団として概念化しつつ、その社会的・政治的・法的地位について議論した。他方でこうした論者の一部は、19世紀後半以後の労働者問題の出現を踏まえつつ、国家による活動規制の是非や、労働環境改善のための団体再編の方策、望ましい社会政策の内実について多様な視点から論じた。

第二に、統治実践としての中間集団の認識と処遇は、1850年代から60年代においては自由な経済活動の活性化を目指し、積極的に団結の自由を容認する方向で展開した。しかし1870年代になると、労働者の労働環境の悪化等を契機として、ストライキや社会運動の組織化を警戒し、社会民主主義運動の規制をはじめとして、中間集団の自由な活動を制限する方針をとった。

第三に、中間集団をめぐる学術実践はしばしば統治実践においても参照されていた。たとえば社会政策の一部として成立した労災保険法(1884)の制定過程においては、ローレンツ・フォン・シュタインやアルバート・シェフレが相談役として政策立案に間接的に関わるなど、学術的知見が積極的に参照された。しかしその参照のされ方はあくまでアドホックなものであり、学術的成果が直接政策的成果物を導くことはまれであった。

【結論・考察】（４００字程度）

こうした成果から、社会政策における中間集団の役割、および政治と学術の相互作用についての示唆を得た。

第１に、社会政策が国家だけでなく様々な集団を巻き込んで歴史的に成立していったとする「福祉の複合体」論に新たな知見を提供した。ドイツ社会政策の一つである労働者保険は、多様な中間集団を無視・抹消することで作られたのではなく、むしろそれらを有効活用することで実現した。本研究の成果が示すのは、学術と政治による中間集団の認識と処遇が、そうした社会政策における中間集団の再編と統合の前提および出発点となっているということである。

第２に本研究は、政治的・経済的・科学的諸制度が自律化・近代化し、今日の諸制度の原型が作られていった 19 世紀半ば以降のドイツにおいて、学術実践と統治実践が中間集団の認識と処遇をめぐる交錯している状況を記述することに部分的に成功した。これにより、近代社会において政策担当者が専門知を有効活用できる（／する）条件とはどのようなものなのかなどについて、さらなる歴史社会学的分析の糸口が提示された。